

「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」 に関するご意見の募集について

平成20年3月

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

厚生労働省では、社会保障カード（仮称）の導入に向けて検討を進めており、現在、「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」を開催し、議論を行っているところです。

これまで、検討会が6回、関係団体との意見交換を行う作業部会が4回開催され、去る平成20年1月25日に、検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」がとりまとめられ、公表されました。

※「[社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書](#)」のポイント等は
[こちら（ポイント・あらまし・報告書全文）](#)

検討会においては、今後、更に具体的な仕組みの検討を進めることとしていますが、今後の検討の参考にさせていただき、社会保障カード（仮称）をより良いものとしていくため、

- ・ 社会保障カード（仮称）の導入についてのご意見
- ・ 「社会保障カード（仮称）の導入により便利になると期待する点」や、「現在の被保険者証・年金手帳や、年金や医療に関する自分の情報の入手に関する課題」についてのご意見
（参考：社会保障カード（仮称）の導入による効果（[ポイントP. 1の①](#)、[報告書P. 6～](#)）、現状と課題（[報告書P. 4](#)）
- ・ プライバシー保護のために必要となる方策等についてのご意見
（参考：プライバシー侵害や情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとするための方策（[ポイントP. 2の②](#)、[報告書P. 11～](#)）
- ・ コストを抑えつつ、より多くの効果を実現するための方策（参考：[ポイントP. 2の③](#)、[報告書P. 16～](#)）についてのご意見
- ・ 今後の検討の進め方等に関するご意見
- ・ その他

など、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」に対するご意見・アイデアをお寄せいただきたいと存じます。

なお、いただきましたご意見については、議論の参考とさせていただくため、今後、検討会等で公表させていただく場合があります（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）。また、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承ください。

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・ cardkentou@mhlw.go.jp までお寄せください。
- ・ メールの題名は「社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書に関する意見」としてください。
- ・ ご意見につきましては、必ず下に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

送付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書に関する意見募集担当宛

郵送による場合も、ご意見につきましては必ず下に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

※電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

**「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」
へのご意見募集**

このたびは、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」へのご意見募集にご協力いただき、ありがとうございます。以下の要領に沿ってご意見を提出いただきますよう、よろしく申し上げます。

1. ご自身について

①年齢： _____（※下記より対応する番号をご記入ください。）

1. 20歳未満	2. 20代	3. 30代	4. 40代
5. 50代	6. 60代	7. 70歳以上	

②性別： _____（※下記より対応する番号をご記入ください。）

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③職業等： _____（※さしつかえなければ、ご記入下さい）

<例> 医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、医療機関職員（事務関係）、
介護サービス事業職員、保険者関係者（職員等）、情報サービス業従事者、
社会保険労務士、自営業、学生、無職 等

2. ご意見について（※ご意見をご自由に記載してください。）